

公共下水道供用開始 区域の縦覧

下水道課 ☎66・1140

次の区域は3月31日から下水道を利用できます。

【単独公共下水道】

西浦町赤穴、赤浜、池田、大知柄、折敷田、蟹沢、神田ヶ入、北知柄、北馬相、五郎蔵屋敷、三反田、空ヶ谷、藤九郎山、前浜、丸落、丸山、南ヶ坪、南知柄、南馬相、宮地宮東、女松山の各一部
平田町下五反田、八百富町、竹谷町江尻、鹿島町深田の各一部

【豊川流域下水道】

海陽町一丁目の一部
とき 3月19日(月)～28日(水)
ところ 下水道課



土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

税務課 ☎66・1114

とき 4月2日(月)～5月31日(木)

ところ 税務課
縦覧できる方

○土地・家屋の固定資産税納税者、同居の親族

○納税管理人

○代理人(委任状が必要。法人の場合は代表者印)
縦覧に必要なもの 身分証明書(運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、パスポートなど)



建築基準法の改正に伴う 地区計画の変更について

都市計画課 ☎66・1142

都市緑地法等の一部を改正する法律で、4月1日に建築基準法の一部改正が施行されます。それに伴い建築基準法の引用箇所について、地区計画を変更します。

変更する地区計画 柏原工業用地地区計画

変更内容 建築基準法別表第2から引用する条項の修正

修正

保険年金課 ☎66・1103

国民健康保険の加入・脱退の手続き

国民健康保険(国保)は加入、脱退ともに届出が必要になります。新年度を迎え、就職・転職・退職などにより、健康保険に加入、脱退した場合には忘れずに届出をしましょう。

下記の持ち物のほか、世帯主のマイナンバーが分かるものと来庁する方の身分証明書(顔写真付き1点または顔写真なし2点)も必要です。

～異動があった日から14日以内に届出を～

	異動理由	持ち物	届出先
国保に加入	・職場の健康保険をやめた ・被扶養者から外れた ※	印鑑、職場の健康保険資格喪失証明書	市民課、保険年金課
	市外から転入してきた	印鑑、転出証明書	市民課
	子どもが生まれた	印鑑、親の保険証、母子健康手帳	市民課
国保を脱退	職場の健康保険に加入した ※	印鑑、保険証(国保)、職場の健康保険証	市民課、保険年金課
その他	・死亡した ・市外へ転出する	印鑑、保険証	市民課
	・市内転居 ・世帯や世帯主が変わった	印鑑、世帯全員の保険証	市民課
	就学などのため市外へ転出する	印鑑、保険証、在学証明書など	保険年金課

※国保への加入・脱退の届出が遅れた場合は、保険年金課で届出を行ってください。

相続 遺言 贈与

～お気軽にご相談ください～
初回のご相談は、無料です。
◆預貯金・株式・不動産などの資産承継◆

太田哲也司法書士事務所

愛知県司法書士会所属・愛知県行政書士会所属

電話相談・出張相談
土日もお受けしています!

TEL.0533-67-8190

蒲郡市三谷町八舗120 《三谷水産高校から東へ約300m》

ota-samurai.com